

会計証憑等の電子的保存に関する取扱要領

2026年1月12日制定

(目的)

第1条 本要領は、学会の会計処理に関する証憑類を電子的に保存する際の基本的な取扱いを定めることを目的とする。

(保存の方法)

第2条 会計に関する文書の保存は、次のとおりとする。

- 1 電子的に受領または作成した証憑類は、そのままの形式で保存する。
- 2 紙で受領した証憑類は、カラーで、解像度200dpi以上で、文書全体を読み取って電子データとして保存する。
- 3 電子データのファイル名は、日付および内容が分かるように整理し、検索しやすい状態とする。

(保存期間)

第3条 電子的に保存した証憑類の保存期間は、文書の保存および廃棄に関する内規第4条の定めによる。

(改廃)

第4条 本要領の改正または廃止は、理事会の議決による。